

2026（令和8）年度 埼玉支部保険料率について

令和8年度 埼玉支部保険料率（見込み）について

令和8年度の健康保険料率については、平均保険料率を10%から9.9%に引き下げた場合、埼玉支部保険料率は**9.67%***となり、令和7年度から0.09%の引下げとなります。なお、令和8年度の最高保険料率は**10.55%**、最低保険料率は**9.21%**となり、その差は、**1.34%**となります。※震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和8年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出。令和8年度は、令和7年度末に見込まれる剩余分も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料率を算出した結果、令和8年度の介護保険料率は**1.62%**となります。

令和8年度より新たに徴収される子ども・子育て支援金制度に係る支援金率は、**0.23%**となります。

【埼玉支部健康保険料率の推移について】

	H21	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
埼玉支部保険料率	8.20 %	8.17 %	9.30 %	9.45 %	9.94 %	9.94 %	9.94 %	9.93 %	9.91 %	9.87 %	9.85 %	9.79 %	9.81 %	9.80 %	9.71 %	9.82 %	9.78 %	9.76 %	9.67%
前年からの増減	-	▲0.03 %	1.13 %	0.15 %	0.49 %	0.00 %	0.00 %	▲0.01 %	▲0.02 %	▲0.04 %	▲0.02 %	▲0.06 %	0.02 %	▲0.01 %	▲0.09 %	0.11 %	▲0.04 %	▲0.02 %	▲0.09%
全国平均	8.20 %	8.20 %	9.34 %	9.50 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	10.00 %	9.90 %

※平成21年9月より地域の医療支出等に見合った保険料率とする「都道府県単位保険料率」が導入された。なお、急激な保険料の変化を緩和するため、平成31年度末を期限とする激変緩和措置がとられていた。

【介護保険料率の推移について】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護保険料率 (全国一律)	1.13 %	1.19 %	1.50 %	1.51 %	1.55 %	1.55 %	1.72 %	1.58 %	1.58 %	1.65 %	1.57 %	1.73 %	1.79 %	1.80 %	1.64 %	1.82 %	1.60 %	1.59 %	1.62 %
前年からの増減		0.06 %	0.31 %	0.01 %	0.04 %	0.00 %	0.17 %	▲0.14 %	0.00 %	0.07 %	▲0.08 %	0.16 %	0.06 %	0.01 %	▲0.16 %	0.18 %	▲0.22 %	▲0.01%	0.03 %

令和8年度 埼玉支部健康保険料率の内訳等について

○埼玉支部保険料率の内訳について

(单位: %)

	医療給付費の 所要保険料率 (調整前) ①	調整		医療給付費の 所要保険料率 (調整後) ②+③	後期高齢者支援金等の 所要保険料率 (全支部一律) ④	所要保険料率 (インセンティブ反映前) ①+②+③+④	前々年度 精算分 ⑤	保険料率(精算後) (インセンティブ反映前) ①+②+③+④+⑤	インセンティブ分 ⑥	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映後) ①+②+③+④+⑤+⑥
		年齢調整 ②	所得調整 ③							
埼玉	5.03	▲ 0.02	0.10	5.12	4.55	9.66	0.00	9.66	0.01	9.67
	R 7	5.02	▲ 0.01	0.11	5.12	4.65	9.77	▲ 0.02	9.75	0.010
全国	5.35	-	-	5.35	4.55	9.90	-	9.90	-	9.90
	R 7	5.35	-	-	5.35	4.65	10.00	-	10.00	-

※都道府県単位保険料率(については小数点第3位で端数処理を行うこととされている)（健康保険法施行規則）

○保険料率算定のための基礎データについて

【医療給付費について（①～③）】

	加入者一人当たり 医療給付費 (年度平均) (円)	埼玉			全国		
		加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)	加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)
計 (前年度比)	150,985	143.9	2,081	41,341	3,999	60,378	1,128,099
	(0.042)	(0.017)	(0.058)	(0.055)	(0.006)	(0.048)	(0.047)
R7算定期	144,961	141.5	1,967	39,202	3,974	57,612	1,077,581
年齢階級別 (歳)	0～4	211,953	5.2			153.2	
	5～9	107,667	6.8			195.0	
	10～14	92,334	7.8			219.6	
	15～19	80,654	8.7			232.6	
	20～24	65,844	9.2			263.0	
	25～29	78,776	9.1			272.9	
	30～34	93,168	9.5			273.7	
	35～39	102,791	10.3			296.4	
	40～44	110,874	11.8			334.5	
	45～49	130,191	14.2			384.8	
	50～54	160,334	16.3			410.1	
	55～59	201,612	13.3			339.3	
	60～64	253,626	9.9			286.7	
	65～69	316,464	6.9			203.3	
	70～74	434,622	4.9			133.6	

・①医療給付費の所要保険料率 = 医療給付費（支部） ÷ 支部総報酬額

・②年齢調整額 = [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)] - [一人当たり医療給付費(年齢階級別) × 支部加入者数(年齢階級別の合計)]

③所得調整額 = [医療給付費(全国計) × 総報酬按分率] - [一人当たり医療給付費(平均) × 支部加入者数(計)]

・**總報酬按分率** = 支部總報酬額 ÷ 全國計總報酬額

【後期高齢者支援金等について（④）】

R8 R7

共通料率 [A + B - C]	4.55 %	4.65 %
A : 第2号保険料率（後期高齢者支援金等の拠出金）	3.76 %	3.90 %
B : 第3号保険料率（協会の業務経費、準備金積立等）	0.83 %	0.78 %
C : 収入等の率	0.04 %	0.03 %

・A=[現金給付費、拠出金（前期・後期高齢者納付金等）]×総報酬按分率÷支部総報酬額

• B = 業務經費、一般管理費等 × 總報酬按分率 ÷ 支部總報酬額

・C=貸付金返済収入、雑収入等×総報酬按分率÷支部総報酬額

【前々年度精算分について（⑤）】

【前々年度精算分について(⑤)】	金額	料率
令和6年度精算分（R 8 保険料率に反映）	200万円	0.000
令和5年度精算分（R 7 保険料率に反映）	9億3,500万円	-0.024

【インセンティブ分について（⑥）】 順位 加算額 減算額 合計

令和6年度実績（R8保険料率に反映）	38位	3.93億円	—	3.93億円
--------------------	-----	--------	---	--------

«参考»都道府県単位保険料率の算定について

○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

都道府県単位保険料率（平成20年10月から）：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

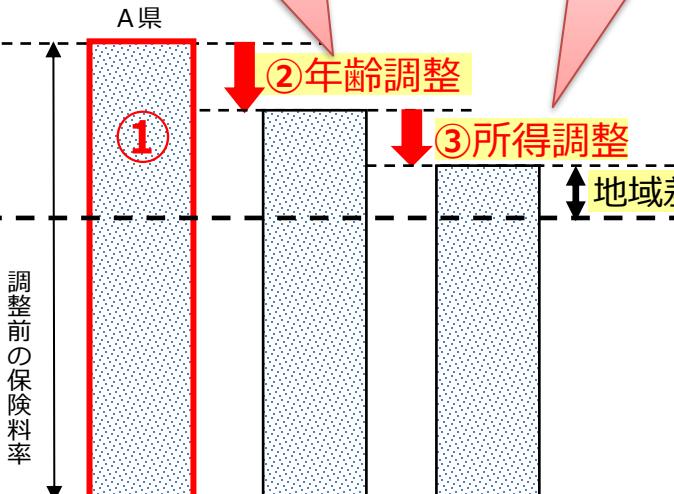
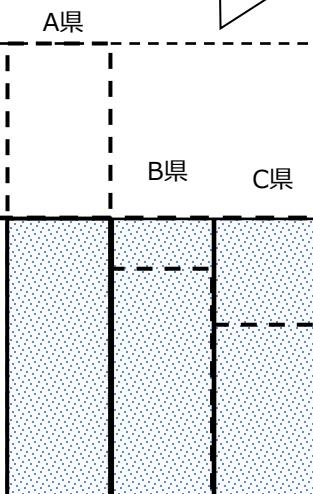
都道府県ごとの医療費の水準に
かかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の
平均とした場合の
医療費との差額を
調整

所得水準を協会の平
均とした場合の保険
料収入額との差額を
調整

年齢調整・所得調整の
結果、都道府県ごとの
保険料率は、医療費の
地域差を反映した保険
料率となる

全国一律の保険料率



調整後の保険料率※

④
後期高齢者支援金
など全国一律で賦
課される保険料分

⑤
前々年度収支差に
による精算分

最終的な保険料率

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

«参考»各支部の令和8年度都道府県単位保険料率について（暫定版）

[保険料率別の支部数]

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

22

25

[前年度からの変化分]

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.17	+255	1
+0.14	+210	1
+0.04	+ 60	2
+0.01	+ 15	3
▲0.01	▲ 15	1
▲0.03	▲ 45	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.06	▲ 90	4
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	3
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	3
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.15	▲225	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	2
▲0.19	▲285	3
▲0.20	▲300	2
▲0.21	▲315	1
▲0.22	▲330	1
▲0.23	▲345	3
▲0.32	▲480	1
▲ 0.34	▲ 510	2
▲ 0.35	▲ 525	1

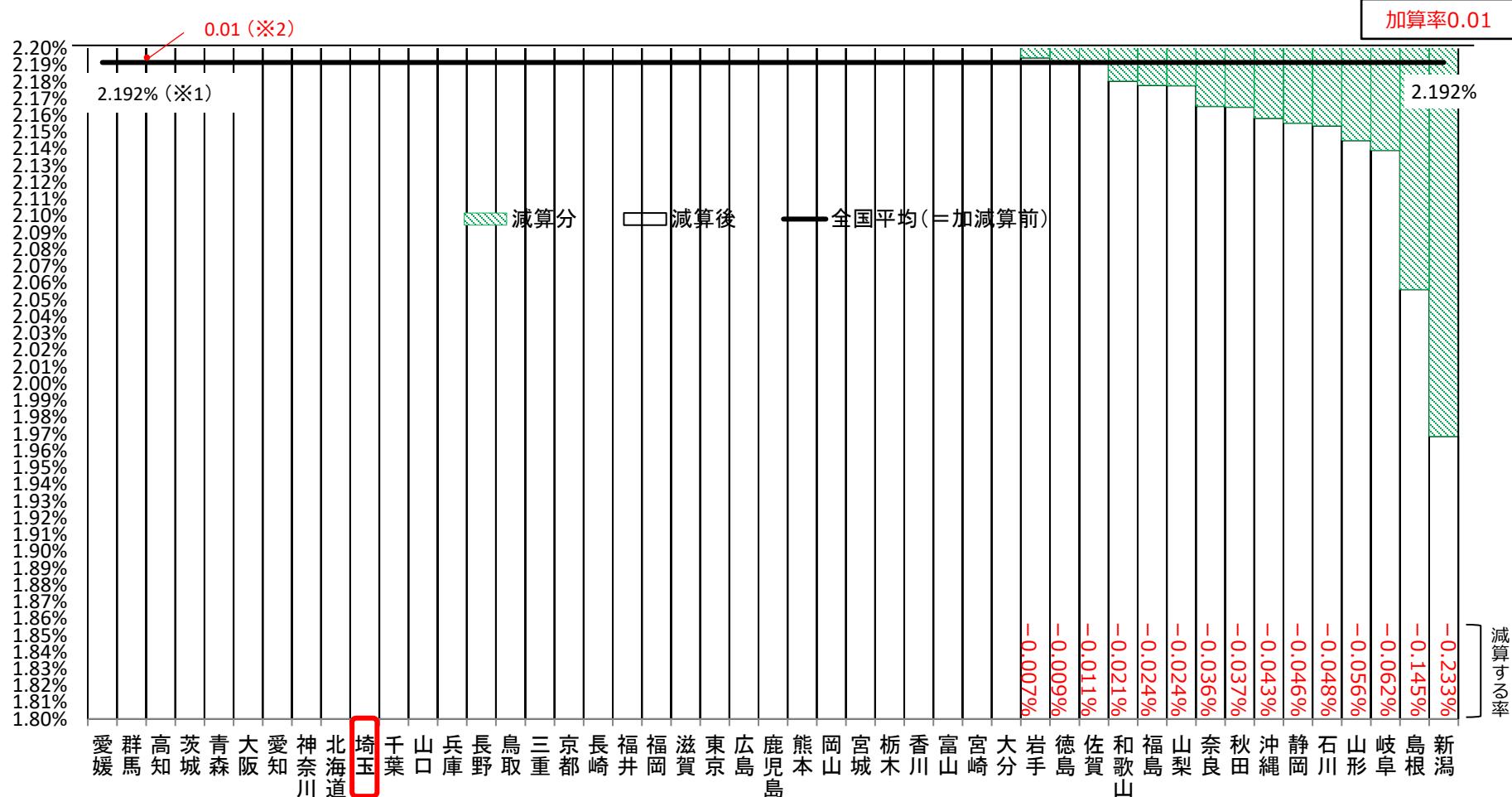
7

40

令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和8年度保険料率の算出に必要となる令和8年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和8年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。



*1 令和8年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和8年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和6年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和8年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和6年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和8年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。